



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)  
号外第 75 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則 (57) . . . . . 3
◇ 訓 令	鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する規則を廃止する訓令 (9) . . . . . 3
◇ 告 示	鳥取県告示で定める要綱等の形式を左横書きに改正する規程の廃止 (321) . . . . . 3
◇ 選管規則	鳥取県選挙管理委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則 (3) . . . . 4
◇ 選管告示	鳥取県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程の廃止 (49) . . . . . 4
◇ 公安規則	鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則 (5) . . . . . 4
◇ 公安告示	鳥取県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程の廃止 (1) . . . . . 5
◇ 人委規則	鳥取県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則 (23) . . . . . 5
◇ 人委告示	鳥取県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程の廃止 (1) . . . . . 6
◇ 企業局管理規程	鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程を廃止する規程 (7) . . . . . 6
◇ 企業局訓令	鳥取県企業局訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令 (4) . . . . . 6
◇ 企業局告示	鳥取県企業局告示の形式を左横書きに改正する規程の廃止 (1) . . . . . 7
◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する規程を廃止する規程 (8) . . . . . 7
◇ 病院局訓令	鳥取県病院局訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令 (3) . . . . . 8
◇ 病院局告示	鳥取県病院局告示の形式を左横書きに改正する規程の廃止 (1) . . . . . 8
◇ 収用委規則	鳥取県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則 (1) . . . . . 8
◇ 労委告示	鳥取県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程の廃止 (2) . . . . . 9
◇ 代表監査委員訓令	鳥取県代表監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令 (2) . . . . . 9
◇ 監査告示	鳥取県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程の廃止 (2) . . . . . 10

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県規則の形式の合理化及び能率化を図ることを目的として制定された鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則（以下「規則」という。）について、その目的を達したので廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 規 則

鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第 57 号

鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則

鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則（平成 11 年鳥取県規則第 75 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則（以下「旧規則」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規則第 1 条第 1 項に規定する既存規則については、旧規則の規定は、この規則の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 訓 令

### 鳥取県訓令第 9 号

鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令

鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令（平成 11 年鳥取県訓令第 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧訓令第 1 条第 1 項に規定する既存訓令については、旧訓令の規定は、この訓令の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 告 示

### 鳥取県告示第 321 号

鳥取県告示で定める要綱等の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県告示第 779 号）は、平成 19 年 3

月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県告示で定める要綱等の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

---

## 選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

### 鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号

鳥取県選挙管理委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則

鳥取県選挙管理委員会規則の形式を左横書きに改正する規則（平成 11 年鳥取県選挙管理委員会規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県選挙管理委員会規則の形式を左横書きに改正する規則（以下「旧規則」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規則第 1 条第 1 項に規定する既存規則については、旧規則の規定は、この規則の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 49 号

鳥取県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県選挙管理委員会告示第 103 号）は、平成 19 年 3 月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

---

## 公安委員会規則

鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

#### 鳥取県公安委員会規則第 5 号

鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則

鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(平成 11 年鳥取県公安委員会規則第 4 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(以下「旧規則」という。)の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規則第 1 条第 1 項に規定する既存規則については、旧規則の規定は、この規則の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 公 安 委 員 会 告 示

#### 鳥取県公安委員会告示第 1 号

鳥取県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程(平成 11 年鳥取県公安委員会告示第 90 号)は、平成 19 年 3 月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程(以下「旧規程」という。)の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

---

## 人 事 委 員 会 規 則

鳥取県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 藏 絢 子

#### 鳥取県人事委員会規則第 23 号

鳥取県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則

鳥取県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(平成 11 年鳥取県人事委員会規則第 28 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の鳥取県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則（以下「旧規則」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規則第 1 条第 1 項に規定する既存規則については、旧規則の規定は、この規則の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 人 事 委 員 会 告 示

### 鳥取県人事委員会告示第 1 号

鳥取県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県人事委員会告示第 4 号）は、平成 19 年 3 月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

---

## 企 業 局 管 理 規 程

鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県企業局管理規程第 7 号

鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程を廃止する規程

鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県企業局管理規程第 6 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存規程については、旧規程の規定は、この規程の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 企 業 局 訓 令

### 鳥取県企業局訓令第 4 号

鳥取県企業局訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令

鳥取県企業局訓令の形式を左横書きに改正する訓令（平成 11 年鳥取県企業局訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県企業局訓令の形式を左横書きに改正する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧訓令第 1 条第 1 項に規定する既存訓令については、旧訓令の規定は、この訓令の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 企 業 局 告 示

### 鳥取県企業局告示第 1 号

鳥取県企業局告示の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県企業局告示第 2 号）は、平成 19 年 3 月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県企業局告示の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

---

## 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

### 鳥取県病院局管理規程第 8 号

鳥取県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する規程を廃止する規程

鳥取県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県病院局管理規程第 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存規程については、旧規程の規

定は、この規程の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 病 院 局 訓 令

### 鳥取県病院局訓令第 3 号

鳥取県病院局訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令

鳥取県病院局訓令の形式を左横書きに改正する訓令（平成 11 年鳥取県病院局訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県病院局訓令の形式を左横書きに改正する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧訓令第 1 条第 1 項に規定する既存訓令については、旧訓令の規定は、この訓令の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 病 院 局 告 示

### 鳥取県病院局告示第 1 号

鳥取県病院局告示の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県病院局告示第 3 号）は、平成 19 年 3 月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県病院局告示の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

---

## 収 用 委 員 会 規 則

鳥取県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則を次のとおり公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

### 鳥取県収用委員会規則第 1 号

鳥取県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則

鳥取県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(平成 11 年鳥取県収用委員会規則第 1 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の鳥取県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(以下「旧規則」という。)の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規則第 1 条第 1 項に規定する既存規則については、旧規則の規定は、この規則の施行の日以後もなおその効力を有する。

---

## 労 働 委 員 会 告 示

### 鳥取県労働委員会告示第 2 号

鳥取県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程(平成 11 年鳥取県地方労働委員会告示第 3 号)は、平成 19 年 3 月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程(以下「旧規程」という。)の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

---

## 代 表 監 査 委 員 訓 令

### 鳥取県代表監査委員訓令第 2 号

鳥取県代表監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県代表監査委員 石 差 英 旺

鳥取県代表監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令

鳥取県代表監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令(平成 11 年鳥取県代表監査委員訓令第 2 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の鳥取県代表監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令(以下「旧訓令」という。)の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧訓令第 1 条第 1 項に規定する既存訓令については、旧訓令の規定は、この訓令の施行の日以後もなおその効力を有する。

## 監 査 委 員 告 示

### 鳥取県監査委員告示第 2 号

鳥取県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県監査委員告示第 5 号）は、平成 19 年 3 月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	上	村	忠	史
鳥取県監査委員	福	間	裕	隆